

## 火災注意報による予防対策について

### 1 背景

令和 7 年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、総務省消防庁では林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされました。

このことを受け、宇治市での林野火災の発生状況や地形、気象状況等を検討し、林野に限らない火災注意報や火災警報の発令等で市民に分かり易くすることが、林野を含む火災予防の実効性をより高めるため、宇治市火災予防条例について所要の見直しを行います。

なお、気象区域「京都府南部(10市8町1村)」で同一の改正を行い、地域的な統一を図る予定です。

### 2 現行の火災警報及び火災注意報

(1) 消防法第 22 条にて火災警報について規定

第 44 条にて罰則を規定

(2) 宇治市火災予防条例第 29 条にて火災警報による火の使用制限を規定

(3) 宇治市火災予防規程第 16 条にて火災注意報を規定

### 3 改正の概要

	現 行	改正案(京都府南部統一)
火災警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発令時の屋外における火の使用制限及び屋内での裸火使用時の窓等の閉鎖【条例】</li> <li>・発令基準【規則】 実効湿度 55%以下で最小湿度 35%以下かつ風速毎秒 7m 以上、風速毎秒 12m 以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発令時の屋外における火の使用制限 屋内の制限を削除【条例】</li> <li>・発令基準【規則】 乾燥注意報 5 日以上連続かつ強風注意報の発表</li> </ul>
火災注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災注意報【規程】</li> <li>・努力義務なし</li> <li>・発令基準【規程】 実効湿度 60%以下で最小湿度 40%以下、風速毎秒 7m 以上、京都地方気象台が気象注意報・警報を発表など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災注意報【条例】</li> <li>・発令時の火気付近の可燃物除去の努力義務【条例】</li> <li>・発令基準【規則】 乾燥注意報 4 日以上連続の発表</li> </ul>
発令	宇治市が発令	宇治市が発令

#### 4 その他の改正内容

##### (1) サウナ設備について

屋外等のテントやバレル(木樽)に放熱設備(サウナストーブ)を設置する消費熱量が小さいサウナ設備を簡易サウナ設備として追加

##### (2) 感震ブレーカーについて

住宅における火災予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及促進を明記

#### 5 今後の予定

3月定例会にて条例改正議案を提出予定